

# グループホーム・ケアホームの 家賃助成について

※ 本資料は、平成23年8月22日現在の内容であり、今後国が示す内容によって変更が生じる可能性があります。

## 目 次

I	グループホーム・ケアホームの利用の際の助成(国制度の概要).....	1
II	千葉県グループホーム等家賃助成事業(市単独事業)の見直し.....	2
III	国制度と市制度の比較.....	3
IV	平成23年10月前後における実務上のイメージ.....	4
V	施行に係るスケジュール.....	5
VI	事業者が行う手続等.....	6
VII	その他.....	10

(注) 本資料においては、障害者自立支援法による助成制度を「国制度」、千葉県独自の助成制度を「市制度」としています。

## グループホーム・ケアホームの利用の際の助成

### 1 目的

グループホーム・ケアホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。

### 2 対象者

グループホーム・ケアホーム利用者(市町村民税課税世帯を除く)

### 3 助成額(月額)

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限

※ 家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。

※ 月の中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。

※ 家賃に対する助成は、事業者による代理受領の場合、他の障害福祉サービスに係る報酬と同様に、翌々月となる。

(例:平成23年10月分は、平成23年12月に支給)

### 4 負担率

1/2 (負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

### 5 施行期日

平成23年10月1日

# 千葉県グループホーム等家賃助成事業(市単独事業)の見直し

## 1 現行の市単独事業の概要

### (1) 利用者対象種別

- ・ グループホーム
- ・ ケアホーム
- ・ 知的障害者生活ホーム
- ・ 精神障害者生活ホーム

※ 国制度の対象外

### (2) 所得制限

生活保護世帯を除く全ての世帯

### (3) 助成額

月額家賃の1/2(上限15,000円)

### (4) 助成対象

家賃



## 2 見直し

### (1) グループホーム・ケアホーム

- ① 市町村民税課税世帯  
現行と同じ【月額家賃の1/2(上限15,000円)】
- ② 市町村民税非課税世帯  
月額家賃から、国制度による助成分(上限10,000円)を控除した残額の1/2を5,000円まで助成

### (2) 知的障害者生活ホーム・精神障害者生活ホーム

現行と同じ【月額家賃の1/2(上限15,000円)を助成】

## 国制度と市制度の比較

		国制度	市制度
金額(月額)		<u>10,000円まで全額助成</u>	(1) 市町村民税課税世帯 月額家賃の1/2を15,000円まで助成 (2) 市町村民税非課税世帯 月額家賃から、国制度による助成分(上限10,000円)を控除した <b>残額</b> の1/2を5,000円まで助成
対象経費		<b>家賃</b> ※ 食材料費、光熱水費、共益費、管理費、敷金、礼金及び保証金を除く。	
対 象 者			
所得区分	市町村民税課税世帯	×	○
	市町村民税非課税世帯 (低所得1・低所得2)	○	○
	生活保護世帯	○	×
支払方法		国民健康保険団体連合会への 委託による支払 (障害福祉サービスに係る報酬と同じ)	各区高齢障害支援課による支払 (償還払い)
		<u>1</u> か月毎	<u>4</u> か月毎
根 拠		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者自立支援法</li> <li>・ 障害者自立支援法施行令</li> <li>・ 障害者自立支援法施行規則</li> <li>・ 千葉県障害者自立支援法施行細則</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 千葉県グループホーム等家賃助成事業実施要綱</li> </ul>

# 平成23年10月前後における実務上のイメージ

(例) 市町村民税非課税世帯  
グループホーム利用者(家賃30,000円)

## 1 平成23年9月まで(市制度による助成のみ)

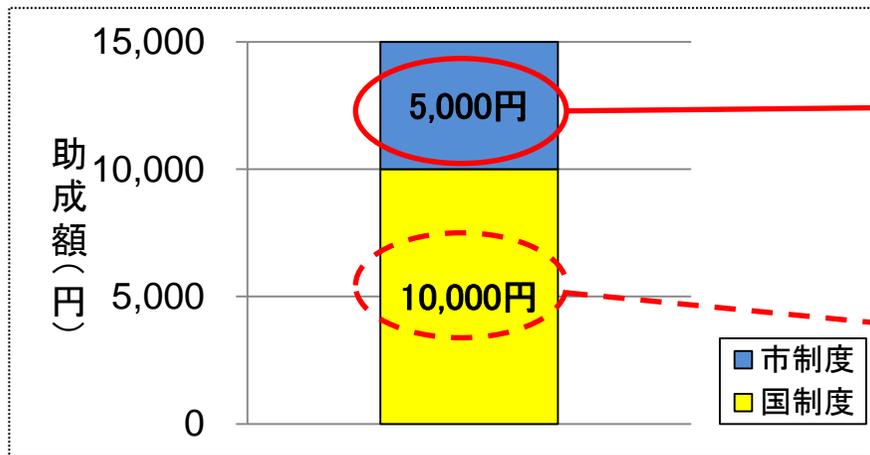


利用者



- 各区高齢障害支援課から
- 利用者の口座へ
- 4か月分を
- 4月、8月、12月に償還払い

## 2 平成23年10月から(国制度と市制度による助成)

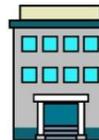


利用者



- 各区高齢障害支援課から
- 利用者の口座へ
- 4か月分を
- 4月、8月、12月に償還払い

障害福祉  
サービス事業所



- 国民健康保険団体連合会(国保連)から
- 障害福祉サービスの報酬と一緒に
- 1か月分を
- 翌々月に支払う

# 施行に係るスケジュール

	8月	9月			10月			11月			12月		
	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬
対象者		申請手続		通知等 受理		市制度の 決定通知 受理					市制度の 助成額 受領		
各区 高齢障害支援課	申請 勧奨	支給決定		通知等 送付		市制度の 決定通知 送付							
事業者					代理 受領等 の説明			報酬 請求 事務				助成額 受領 ※報酬と 同時	

(注) 8月22日時点における予定であり、今後変更となることがあります。

# 事業者が行う手続等

## 1 対象者の申請手続

**(1) 国制度による助成対象者(千葉市がグループホーム又はケアホームの利用につき支給決定している者)に対し、提出(持参又は郵送)を求めている必要書類は以下のとおりです。**

① 介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書

② 千葉市グループホーム等家賃助成変更届(様式第6号)

※ 市制度における助成を受けている方【生活保護世帯の方を除く】

③ 千葉市グループホーム等家賃助成申請書(様式第1号)

※ 市制度における助成を受けていない方【生活保護世帯の方を除く】

②、③のいずれかを提出

④ 利用者(配偶者がいる場合は配偶者を含む)の平成23年度における市町村民税の課税状況がわかる資料

※ 生活保護世帯の方を除く

⑤ 生活保護受給者証明書

※ 生活保護世帯の方

④、⑤のいずれかを提出

⑥ 障害福祉サービス受給者証

⑦ 家賃の額がわかる書類の写し(直近の家賃に係る領収書や契約書等の写し)

**(2) 運営されているグループホーム又はケアホームの入居者のうち、国制度による助成対象者に、申請手続について周知及び確認をお願いします。**

※ 千葉市以外の市町村から支給決定を受けている者についても、国制度による助成が開始となる旨、周知をお願いします。

**(3) また、利用者が必要書類の準備を容易に行うことができるよう、ご協力をお願いします。**

【例】

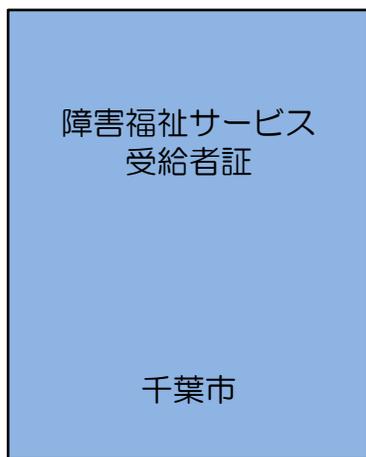
- ①～③の書類記入を支援する。
- ④、⑤の発行先の住所等を教える。
- ⑥、⑦をすぐに提出できるようあらかじめ準備する。

## 2 対象者の通知等受理

(1) 9月30日までに各区高齢障害支援課から、国制度による助成開始に係る通知等が送付されます。送付物は以下のとおりです。

- ① 介護給付費・訓練等給付費・特定障害者特別給付費支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書
- ② 障害福祉サービス受給者証

(2) 障害福祉サービス受給者証の6ページに、下記のタックシールの貼り付けが完了していることを確認してください。



6ページ

(五)

サービス利用計画作成費の支給内容		
支給期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで	
指定相談支援事業所名		
指定相談支援事業所名		
予備欄		
特定障害者特別給付費の支給内容		
施設入所支援 又は 旧法施設支援	支給額	円/日
	適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
共同生活介護 又は 共同生活援助	支給額	円/月
	適用期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
予備欄		

(注)

9月30日までに通知等が送付されない場合又は障害福祉サービス受給者証にタックシールの貼り付けが完了していない場合、速やかに各区高齢障害支援課へご連絡をお願いします。

【お問い合わせ先】

- ・中央区 043(221)2152
- ・花見川区 043(275)6462
- ・稲毛区 043(284)6140
- ・若葉区 043(233)8154
- ・緑区 043(292)8150
- ・美浜区 043(270)3154

### 3 代理受領等の説明

以下の2点につき、対象者へ説明してください。

(1) 国制度による助成額(特定障害者特別給付費)は事業所が代理受領すること

**(2) 事業所へ支払う家賃は、10月分から国制度による助成額(特定障害者特別給付費)を差し引いた金額となること**

↑  
同意を得てください。

○ 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)(抄)

(利用者負担額等の受領)

第四百四十三条

1・2(略)

3 指定共同生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4(略)

5 指定共同生活介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(運営規程)

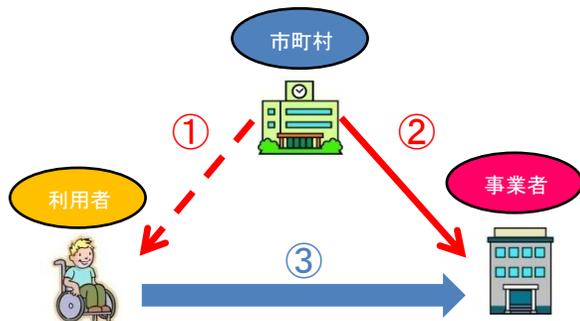
第四百四十九条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一～三(略)

四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五～十(略)

(注) 運営規程の変更は必要ありません。



- ① 市町村は、利用者に対し、特定障害者特別給付費を支給する。
- ② 市町村は、利用者に代わり特定障害者特別給付費を事業者に支払うことができる(代理受領)。  
**支払があったときは、利用者に特定障害者特別給付費の支給があったものとみなす。**
- ※ 支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託可能。
- ③ 事業者は、利用者負担額のほか食材料費、家賃、光熱水費、日用品費等の費用の支払を、利用者から受けることができる。

○ 家賃の一部が代理受領されるのみで、利用者が負担すべき家賃は変わらない。



## その他

グループホーム・ケアホーム事業者が、家賃を改定する際は、

- ① 障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準第143条第5項に基づき、利用者に対して説明を行うとともに同意を得なければならない
- ② 障害者自立支援法第46条第1項に基づき、都道府県(千葉市内の事業者は千葉市)に届けなければならないとされているところです。

国制度による家賃助成開始の趣旨

利用者の負担を軽減し、障害者の地域移行をさらに進めるため

国制度による家賃助成開始の趣旨を踏まえ、家賃の便乗値上げを行うことがないようお願いします。  
また、やむを得ず家賃を改定する場合、

- ① 利用者に対して説明を行うとともに同意を得ること
  - ② 10日以内に千葉市(障害者自立支援課)へ届け出ること
- の2点をお願いします。

○ 障害者自立支援法(平成18年厚生労働省令第171号)(抄)

(変更の届出等)

第四十六条 指定障害福祉サービス事業者又は指定相談支援事業者は、当該指定に係るサービス事業所又は相談支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該指定障害福祉サービス若しくは指定相談支援の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2(略)

→ 「厚生労働省令で定める事項」として運営規程が定められている。

※ 「利用者に対して説明を行うとともに同意を得ること」については、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)第百四十三条第5項(8ページ)参照。